

国民健康保険税を滞納すると・・・



国民健康保険税納税義務者の皆様へ

国民健康保険法により、会社などの健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての人は国民健康保険の加入が義務づけられています。

国民健康保険は、加入者皆様の相互扶助のうえで成り立っており、皆様のご協力なしに運営はできません。病院にかからなければ国民健康保険税の納付は無縁と考えずに加入者皆様のため、将来のご自身のためとお考えいただき、国民健康保険税の納付にご協力ください。

滞納があると、医療費が10割負担になる可能性があります

令和6年12月2日（月）以降、従来の短期被保険者証（短期証）の仕組みは廃止となりました。

また、国民健康保険税に滞納がある場合、**特別療養費**（医療費が10割負担）に切替えとなる可能性があります。（原則、1年以上の滞納者が対象）

やむを得ない事情により納付できないときは、早めに役場住民課までご相談ください。

※分割納付されている方も未納がある場合は、特別療養費対象となる可能性があります！

他税と同様に、滞納者に対して滞納処分が行われます

国民健康保険税は、他税と用途は異なるものの地方税法を根拠法としており、滞納が生じた場合は、法律に基づき滞納処分に着手することになります。

明日香村役場 住民課

☎ 0744-54-2282